

## 「逗子市議会基本条例」の「議会報告会」に関する陳情

## 陳情の趣旨

逗子市議会ホームページの「議会報告会」のホームページでは、「議会報告会」に対して以下の説明を行っています。

「逗子市議会では、より開かれた議会をめざして、日頃の議会活動の状況を市民の皆様に報告するため、議会報告会を開催します。

**議会報告会は、市民の皆様への議会に対する理解をより深めていただくため、議員が直接、皆様に定例会で議論されたことなどを報告するものです。**

また、皆様からお伺いした貴重なご意見・ご要望につきましては、真摯に受け止め、今後の市政及び議会運営等の参考にさせていただきながら、議会活動にしっかりと活かしてまいりたいと考えております。」

これらのことから、各議員は「逗子市議会基本条例」に則った議会活動を行い、その結果を「議会報告会」で報告して下さい。

## 陳情の理由

「逗子市議会基本条例」の第3条（議会活動の原則）の（4）では、「議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行い、市民への説明責任を果たすよう務めること」とし、第5条（議員活動の原則）の（3）では、「市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉の向上を目指すこと」と定められています。

このことから、「条例を見ると、議会報告なのですよ。市民に対して説明責任から議会報告を行わなければならないになっているのですよ。だから、例えば、意見を聞く場であるとか、要望を聞くというのは、ちょっと条例からずれてしまうのですね。」との一部議員からの発言は、明らかに「逗子市議会基本条例」違反と言わざるを得ません。

各議員に逗子市議会ホームページの「議会報告会」ホームページに記載されている文言を読み上げて徹底を図るようお願いします。

令和元年10月30日

住所 逗子市逗子7丁目10-17  
 ふりがな くどう じゅんいち  
 氏名 工藤 純一



逗子市議会議長 高野 毅様

